

総務文教常任委員長報告

(H25 . 6 . 21)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、報告第1号、市税条例の一部改正については、地方税法の改正に伴うものであり、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分されたものがあります。

その主な改正内容は、納税者等の負担軽減の観点から国税の延滞税等の見直しに合わせ、市税に係る延滞金・還付加算金の率の引き下げ、また、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期間を延長し、控除限度額を拡充すること等であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって承認すべきものと決定しました。

次に、第1号議案、平成25年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)所管分について、その主な内容は、消防費では、財団法人自治総合センターの助成を受けて実施する、自主防災会における地域防災活動用資機材として、携帯型簡易無線機導入助成に係る非常備消防経費の増額補正、教育費では、受託事業として、大井町南部土地区画整理事業地内の太田遺跡を記録保存するための調査実施に伴う文化財保護費の増額補正であります。別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しま

した。

次に、第4号議案の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正、並びに第5号議案、亀岡市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、いずれも国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、給料月額等を一律5.3%減額しようとするものであります。

質疑に加え、自由討議を行い、審査を行いました。今回の国の要請に対しては、大変遺憾であるとの意見が多く出されたところです。

採決に先立ち行った討論では、交付税の削減を前提とした地方公務員給与の削減要請は地方分権の根幹に関わる問題であり、地域経済にも大きな影響を与えるものであるとする反対討論、交付税が削減されるのでやむを得ないとする賛成討論がなされました。採決の結果は、第4号議案、第5号議案とも賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、他に財源がなく、やむを得ず賛成する意見が多く、市長におかれては、今後においても、国に対して、今後は地方6団体の意見を十二分に尊重し、慎重な対応を求められたい旨、強く要望されるよう指摘するものです。

次に、第6号議案の亀岡市立幼稚園条例の一部改正は、国の幼稚園就園奨

励費補助金交付要綱の改正に伴い、亀岡市立幼稚園の保育料を減額する世帯区分に関わらず、同一世帯から3人以上就園している場合は第3子以降を減額対象としようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第7号議案、第8号議案及び第9号議案はそれぞれ教育施設の工事請負契約の締結についてであり、平成25年5月30日付けで行った仮契約を本契約としようとするものであります。

第7号議案、(仮称)亀岡市立亀岡幼稚園建設工事については、関口・古谷特定建設工事共同企業体と3億7,038万7,500円で、

第8号議案の亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事については、堤製・三煌・サンケイ特定建設工事共同企業体と7億906万5千円で、

第9号議案の亀岡市立亀岡小学校耐震補強・大規模改修工事については、南桑・今井特定建設工事共同企業体と2億9,893万5千円で契約締結するものであります。別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、工事の施工監理については、去年の亀岡中学校改築工事を教訓に適正に執行されることを強く望むものであります。

次に、去る平成25年3月定例会において、本常任委員会に付託され、継続審査としておりました亀岡市若木の家条例の制定については、先ほど、市

長からの議案撤回申し出が承認されました。委員会の審査の中でも撤回の意向が示されたので、委員会としての採決は行わず、審査を中止しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

**教育施設3件の工事請負契約
仮契約を本契約にすることに賛成**

(仮称)亀岡市立亀岡幼稚園建設工事

相手方 関口 古谷特定建設工事共同企業体
契約金額 3億7 038万7 500円

川東小学校 高田中学校改築工事

相手方 堤製 二煙 サンケイ特定建設工事共同企業体
契約金額 7億906万5 000円

亀岡小学校耐震補強 大規模改修工事

相手方 南桑 今井特定建設工事共同企業体
契約金額 2億9 893万5 000円

3件とも、去る5月30日付けで仮契約された契約を本契約とするための議案です。担当課に質疑し、内容を審査しました。(主な質疑)

問 予算審査時に、業者選定については技術を有する業者であること、地域経済への影響を考慮することを指摘し、要望した。今回の業者の実績は。

答 3件とも共同企業体の運用準則に規定する条件を満たした企業であり、国家資格を有する監理技術者を工事現場に専任で配置している。(個別実績は記載を省略)

【委員会からの要望】

昨年の亀岡中学校改築工事の事案を

**継続審査していた「亀岡市若木の
家条例の制定」は議案撤回に**

3月定例会で提案され、法的適合性の確認がされた後に採決すべきとの考えで継続審査としていましたが、提案された条例の内容では旅館業法、消防法、建築基準法等の法的基準を満たす用途変更や許可手続きが必要であることが判明したため、改めて、今後の施設の在り方について整理するために撤回されました。

法的適合性の説明を求めています
が、結果的には、議会のチェック機能が働いた事案となりました。

**特別職・一般職員の給与を一律
5、3%減額**

△平成25年7月～平成26年3月までの9カ月間▽

特例法に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、また、地方公務員給与も措置するよう国から要請があり、普通交付税も約1億3千万円減額されることから職員給与減額が提案されたものです。

(主な質疑)

問 国からの異例な要請は遺憾である。国に対して要望等しているのか。

答 全国市長会、近畿市長会等で要望書を提出している。

問 職員給与減額以外に財源を捻出することは出来ないのか。

答 交付税削減により市民サービスに影響が出てはならない。他に方法がない。

結果 やむを得ず賛成する。国の要請は地方分権の根幹に関わる問題であり反対する等の各討論のち、賛成多数で可決されました。

議会報告会でいただいた意見・要望等と回答について

【亀岡地区中部3】

京都府の基本コンセプトによると、ラグビー、サッカー、アメフトなどの決勝戦等が行われるスタジアム、地域の皆さんが活用できるスタジアムとなっている。

【千歳1】

京都中部広域消防組合に確認したところ、中部広域消防組合管内は特例免除はなく、消防法に基づく指摘をしているとのことである。

【東別院2】

学校教育施設から社会教育施設に用途変更するための今回の条例制定は、旅館業法等の法的基準を満たすためには現状のままでは困難であることが判明し、議案が撤回された。今後の在り方については、改めて整理されることになった。

【吉川2】

既に要望し、実施するとの回答をもらっているが、実施時期は公安委員会において決定される。